

第1 調査の概要

1 実施主体 文部科学省

2 根拠法令 統計法（基幹統計）

3 調査目的

学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにすることを目的とする。

4 調査期日

平成30年5月1日。

ただし、「卒業後の状況調査」は、前年度間卒業者について調査

5 調査の範囲

(1) 公立・私立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校

(2) 専修学校及び各種学校

(3) 学齢児童生徒

なお、大学・短期大学については、文部科学省が直接調査を行っているため除いている。

6 調査事項

(1) 学校調査 学校数、学級数、幼児・児童・生徒数、教職員数、入学者数等

(2) 学校通信教育調査 生徒数、教職員数、入学者数、卒業生数等

(3) 卒業後の状況調査 進路別卒業生数、産業別・職業別就職者数等

(4) 不就学学齢児童生徒調査 就学免除者数、就学猶予者数、死亡者数、1年以上の居所不明者数等

(5) 学校施設調査（平成31年3月の確報にて公表予定）

学校建物面積、学校土地面積等

7 本年度調査の主な変更点

卒業後の状況調査（中学校）において、「就職者」を「就職者等」に変更し、「自営業主等」、「常用労働者」のうち「無期雇用労働者」「有期雇用労働者」、「臨時労働者」の内訳を追加するとともに、「有期雇用労働者のうち雇用期間が一年以上、かつフルタイム事務相当の者」の項目を追加する。

8 利用上の注意

- (1) 学校数
学校数には休校中の学校も含む。
- (2) 単式学級
同学年の児童・生徒で編成されている学級をいう。
- (3) 複式学級
2以上の学年の児童・生徒で編成されている学級をいう。
- (4) 特別支援学級
学校教育法第81条第2項各号に該当する児童・生徒で編成されている学級をいう。
- (5) 教職員数
職員数には本務者のみ計上（本務・兼務の区分は、原則として辞令面による）
- (6) 就学免除者及び就学猶予者数
市町村教育委員会が就学免除又は就学猶予を行った者をいう。
- (7) 高等学校等進学者
高等学校の本科（全日制、定時制及び通信制）及び別科、中等教育学校後期課程の本科及び別科、高等専門学校、特別支援学校高等部の本科及び別科へ進学した者をいう。
- (8) 大学等進学者
大学（学部）、短期大学（本科）、大学・短期大学の通信教育部（正規の課程）及び放送大学（全科履修生）、大学・短期大学（別科）、高等学校（専攻科）及び特別支援学校高等部（専攻科）へ進学した者をいう。
- (9) 就職進学者
就職しながら進学した者をいう。
- (10) 自営業主等
個人経営の事業を営んでいる者及び家族の営む事業に継続的に本業として従事する者をいう。
- (11) 常用労働者のうち、無期雇用労働者
雇用契約期間の定めのない者として就職した者をいう。
- (12) 常用労働者のうち、有期雇用労働者
雇用契約期間が1か月以上で期間の定めのある者をいう。
- (13) 臨時労働者
雇用契約期間が1か月未満で期間の定めのある者をいう。
- (14) 一時的な仕事に就いた者
アルバイト、パート等臨時的な収入を目的とし、短時間勤務の仕事に就いた者をいう。
- (15) 年齢は、平成30年4月1日現在の満年齢
- (16) 調査結果の概要については、各表と11ページ以降の統計表を参照

- ・統計表中、「-」は、0 または 該当数字がないもの
「…」は、事実不詳 または 調査を欠くもの
- ・割合を示す数字は、小数点以下第2位を四捨五入し第1位まで表示した。
- ・端数処理の関係上合計が100にならない場合もある。